

堺市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

堺市営住宅条例施行規則（平成9年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第8号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

別表第1中

協和町西店舗	堺市堺区協和町1丁 堺市堺区協和町2丁	を
」		
協和町西店舗	堺市堺区協和町1丁	に
」		

改める。

別表第3緑ヶ丘住宅H棟駐車場の項の次に次のように加える。

協和町中団地駐車場	堺市堺区協和町3丁
協和町西団地駐車場	堺市堺区協和町1丁 堺市堺区協和町2丁
協和町東団地駐車場	堺市堺区協和町4丁
塩穴団地駐車場	堺市堺区協和町5丁
大仙西町団地駐車場	堺市堺区大仙西町1丁 堺市堺区東湊町2丁 堺市堺区東湊町3丁

別表第4緑ヶ丘住宅H棟駐車場の項の次に次のように加える。

協和町中団地駐車場	6,000円	
協和町西団地駐車場	6,000円	
協和町東団地駐車場	6,000円	
塩穴団地駐車場	6,000円	
大仙西町団地駐車場	6,000円	

様式第20号中

「  
※ 幅180cm又は長さ490cmを超える車（駐車区画内に収まるものに限る。）は、当該駐車区画の両隣の駐車区画に係る使用者の承認が必要です。

駐車区画番号 No.	駐車区画番号 No.
氏名 (*)	氏名 (*)

を

注意 (\*)において、申込者等がそれぞれ自署しない場合は、記名押印をしてください。

「  
注意 (\*)において、申込者等がそれぞれ自署しない場合は、記名押印をしてください。に

改める。

様式第24号中「市営住宅及び共同施設に」を「別紙の市営住宅又は共同施設に」に改め、同様式の注書第1号中「市営住宅及び共同施設」を「市営住宅又は共同施設」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の2、別表第1、様式第20号及び様式第24号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 様式第20号の改正規定の施行の際、この規則による改正前の堺市営住宅条例施行規則様式第20号の規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市営住宅条例施行規則様式第20号の規定による帳票とみなして使用することができる。